## 労働党政権下のイギリスにおける児童福祉政策に関する考察 ーシュア・スタートからチルドレンズ・センターへの政策移行—

尾島 豊\* YUTAKA OJIMA

シュア・スタート地域プログラム(Sure Start Local Programmes; SSLP)は、1990年代末から2000年代にイギリスの労働党政権下で実施された、幼児教育、保育、保健、家族支援のサービスを統合して行う児童福祉政策である。SSLP は、子どもの貧困と社会的排除の世代間連鎖を断つことを目的にして地域基盤(area-based)と証拠基盤(evidence-based)を特徴とする。しかし2003年に政府は、SSLPを発展的に解消するかたちで地域を拠点にしたチルドレンズ・センターを地方自治体の責任下に設置した。Lewis.J は、政策変更の理由を①SSLP実践と政策のずれ、②児童福祉政策路線の変更、③NESS 全国評価における失敗の三点を示した。そのLewis の論を基礎に、SSLPのエンパワメントと評価の問題について考察した。

キーワード; Sure Start Local Programmes, Children's Center, Area-Based, Evidence-Based, Empowerment

#### <はじめに>

シュア・スタート (Sure Start) は 1990 年代末 からほぼ10年間にわたって、社会的に不利益な地 域のすべての幼児とその家族に対し、地域を基盤 (area-based) として、早期介入の支援プログラム を推進した国家的なプロジェクトであった。それは、 幼児教育、保育、保健や親への就労支援などをワン ストップでサービス提供する、統合的アプローチを 強力に推進したイニシアチブであった。またこれは、 証拠基盤(evidence-based)のシステムを詳細に構 築すると同時に、子どもと親だけでなくコミュニテ ィのエンパワメントも意図していた。貧困と社会的 排除に取り組むイギリスの労働党政権の主要な政策 であったこのシュア・スタートは、その財政規模の 面でも実際の拡がりの面でも、数年の間で大きな話 題になり、長期的には「若者の犯罪と10代の妊娠 を減らし,家族の崩壊を防ぎ、そして子どもの貧困 を減らす『特効薬 (magic bullet)』」のようなもの として大きな期待がかけられた [Lewis, 2011:73]。

しかし政府は 2003 年には (シュア・スタート) チルドレンズ・センターの設立をアナウンスし、イングランドでは困窮度の程度の高い 20%の地域に、シュア・スタートの機能をもった包括的な保育施設として、チルドレンズ・センターが設置されるようになった。シュア・スタートは、その精神 (ethos) と機能をこのチルドレンズ・センターにバトンタッチするかたちで発展的に解消されてきた。チルドレンズ・センターは 2006 年には 1000 を超える数が設

置され、同年に交付金を割り当てる地方自治体の責任下に置かれた [埋橋 2011c:87]。

2010年にはチルドレンズ・センターの数は全国で 3,500 に及んだが、同年の選挙で労働党は保守党に政権を奪還され、保守党・自由党の連立政権になってからは、財源カットの影響で現在はその数は大幅に減少し、内容も変化している [Butler,P 2013]。なお本稿ではイギリス全体ではなく、主にイングランドの状況を扱う。

## 1. 先行研究と本稿の課題

## <先行研究>

シュア・スタートに関する研究は、日本でも数多くの研究がある。まず1990年代から保育の立場からイギリスのチャイルドケアに関する考察を積極的に提言する埋橋玲子の業績がある[埋橋 2007, 2008, 2009, 2010, 2011a, 2011b, 2011c]。シュア・スタートは、日本では幼保二元化の制度との関連で、あるいは近年子どもの貧困が社会問題となるにつれて領察に語られるようになったが、氏はどちらの場合でも日本と同じような構造があるとみることはできないとする。特に労働党政権以前はイギリスでは「乳幼児期のケアは私事であり、国家が私的領域には立ち入らず、家庭と市場の失敗に対してのみ介入するスタンス」[埋橋 2011b:40] であり、公的な保育はほぼ不在だったことを埋橋は指摘する。またその不在を補償するものとして、民間の自助的な組織のプ

レイグループなど多様な人や組織が戦後展開してきた [埋橋 2011c:83-84]。本稿で扱うシュア・スタートも、実はこうした既存のサービスに公的な政策としての位置を与えて、新たにそれらをいかして連携を促したものである。

次に近年の子どもの貧困の社会問題化と関連して、シュア・スタートに関する研究を続けているのが清水隆則である。氏はイギリスのシュア・スタートを地方自治との関連[清水 2014]で、またシュア・スタートの評価の仕組み、特徴を論じている[清水 2013]。そしてベルスキー編著を監訳してシュア・スタートの詳細な情報を日本語で入手可能にした功績は大きい[ベルスキー、他 2013]。

ブレア政権が登場してから比較的早い時期にリア ルタイムでシュア・スタートを含めてイギリスの児 童福祉ケアを扱った他の論文では、福祉行財政の視 点からの山本論文[2003]、ケア従事者の立場から 論じた三富著書「2005」、ブレア政権下の保育政策 全般を丁寧にたどった岩間 [2006] などが代表的な ものである。また労働党政権が終わった2010年前 後から最近にかけて、津崎[2009]がニューレイバ - (NL) としての児童福祉政策を社会投資国家の 側面から論じている。原田 [2011] はチルドレン ズ・センターに焦点をあて実際にセンターを訪問し てインタビュー調査を実施している。労働政権下の 教育改革について論じた業績は数多いが、就学前に 焦点をあてた論文は少ない。そのなかで矢田[2012] は就学前教育を初等教育と一緒に論じている。また 過去20年間のイギリスの就学前児童の子育て環境 整備に関する法令や教育施策を紹介、解説した資料 に [内閣府政策統括官 2009]、[共生社会政策統括 官 2009]、[角南、他 2009 自治体国際化協会] (い ずれも web 上で閲覧可能) などがあり、本稿でも 参考とした。

## <本稿の課題>

本稿では、1997~2010年までの労働党政権下の 貧困児童家庭への福祉政策として始まったシュア・ スタートに焦点をあて、前半でベルスキーの著作 [ベルスキー他 2013]を参考に初期のシュア・スタートの軌跡をたどり、後半でそれが普遍的サービス として地域拠点型のチルドレンズ・センターへ移行 した理由について、ルイス [Lewis,J 2011]の議論 を通して考察して、最後にまとめと日本への示唆を 述べる。

## 2. シュア・スタート政策の背景

#### <労働党政権以前の状況>

もともとイギリスでは家庭での保育が中心で、公的な幼児教育や保育の制度はほとんど不在であった。戦後のイギリスで最も総合的である 1989 年児童法でも、虐待児などのケアを必要とする子ども(日本の「要保護児童」)に対して地方自治体がサービスを行う義務はあったが、一般の子どもの保育は非営利団体など民間に頼ることが多かった。それはチャイルド・マインダーと呼ばれる家庭内で子どもを預かる保育や、1960 年代に始まった母親たちの自主的な保育活動のプレイグループなどであった。また幼児教育について学校に敷設する保育学級等もあったが、利用料の高さから低所得・貧困層の人びとは利用できなかった「矢田 2012:187-181」。

ただしこうした自助的な相互扶助活動はイギリスの政策を学ぶ上で重要である。19世紀以来、貧困問題に苦しんだ歴史から、不利益な子どもに対する強い責任感がイギリスの地域社会にはある。同様に19世紀に子どもの労働を救うために学校教育が登場したイギリスでは、学校が子どもの生活環境を見守るという意識が強い[伊藤 2011:28]。

#### <労働党政権 (ニューレイバー) の特徴>

1997年に誕生した労働党政権は「すべての4歳 児への幼児教育の普及」と「子どもを育てる最も確 実な手段としての家庭生活への支援」、またそれを 実現するためのワーク・ライフ・バランスキャンペーンを推進した。ブレア政権は教育を最優先課題と したが、子どもが誕生時に最善のスタートを切るべきであるとし、ワーク・ライフ・バランスの視点から子どもを家庭と家庭を支援することを公約した。 それを実現すべく1998年から始まった「全国児童ケア戦略」の主な施策は、①ケアの質の向上、②経済的に負担可能な児童ケア、③児童ケアの定員数の増大であった。この動向が1999年からのシュア・スタートにつながっていった [角南2009:13]。

子どもの貧困率についてリッジ [2010:50-51] は、1994年の EU の家計調査を引用してイギリスにおいて 16 歳以下の子どものいる世帯の貧困率 (貧困線 = 平均年収50%以下) が32.1%であり、EU内で最も子どもの貧困率が高いことを指摘した。

この現状に1999年にブレア政権は10年以内に子どもの貧困を半分にするという公約をして、また公共サービス協定(PSA)では、2004年までに4分

の1までに減少させると公約した [リッジ 2010:61]。これによって政策路線は、「子どもの貧困を減少させることを目的とした福祉改革の大規模なプログラム」となり、広範囲にわたるものとなった。これは、①主として教育システムを通した子どもの支援、②親の就労を可能にする保育政策と親への支援(シュア・スタート)、③税や手当のシステムを通じての子どもや家族への財政的支援改革などであった [リッジ 2010:62]。

またニューレイバー (NL) としての児童福祉政策を検証する見解 [津崎 2009] には、「『子ども蔵相』とよばれたブラウンに支えられたブレアの積極的な児童 (・家族) 政策」は、「平等なライフチャンス保障」を実現するためのものであり、それは「前政権の資源効率主義は継承しつつ、政治と経済のバランスを保ち、児童と若者への資源投資」の目的をもった、壮大な「国策実験」であった [津崎 2009:71]。こうしてシュア・スタートは NL の児童福祉政策の象徴ともなった。貧困と社会的排除の世代関連鎖を断つことを目的とした政策の背景には、未来への投資という合理的な考え方があったことを確認しておきたい。

ブレア政権は、こうした改革にあたり、1998年に幼児教育・保育の行政システムを一元化して、教育雇用省(DfEE)が社会保健省(DH)から保育に関する権限を引き継ぎ、学校教育局に就学前児童課が幼児教育・保育を担当することとなった。また地方自治体でも、幼児教育は地方(教育)当局、保育は地方社会サービス局の管轄であったが、それを教育当局に一元化した[矢田 2012:189]。こうして1990年代末からの労働党政権下において、イギリスの幼児教育・保育システムは大きく変化していく。

### 3. シュア・スタート政策形成の経緯

シュア・スタートはその計画段階で、『幼児サービスに関する省庁横断的レビュー』(Cross-Department Review of Services For Young Children)が立ちあげられた。そこに『社会的排除ユニット』(Social Exclusion Unit)と『首相官邸政策ユニット』(Number 10 Policy Unit)とともに、関連する11省庁と全ての大臣からなる代表が参加し、多方面からの情報が集められた。特にアメリカのヘッド・スタート(Head Start)計画などが参考にされた [埋橋 2011b:38]。

レビューの結論は、①幼児期はその後の人生を決める重要な時期であり、環境の影響を受けやすいこ

と、②幼児と家族に対するサービスの質は地域によって多種多様であり、多くの地域で調整されていない断片的で不適切なサービスが常態化していたこと、③既存のサービスを基に新たに総合的な幼児と家族に対するサービスが構築されれば、それは児童と家族によい影響を与え、社会的排除の世代間連鎖を打破し、長期的には財源上大きな利益をもたらすことなどであった[ベルスキー、他2013:16-17]。

1990年代以後は、また児童保健サービス供給上の縦割りの弊害を指摘した研究が盛んになった。「親たちは、子のため診断と処遇を求めて格闘」しなければならず、特に多様な機関に属する専門職間の協力の欠如が顕著であった。さらに重要だったのは、障がい(特に軽度の発達障がい)が貧困階層に多く、それは高い頻度で児童虐待と結びつきやすいという発見だった。こうした動向から保健医療ケアと社会サービス介入の統合を図る必要性への機運は高まっていった「ベルスキー、他 2013:18-21」。

またブレア政権の特徴の一つは、社会的統合を基盤とした地域再生にあった。中央政府のパートナーとしての地方自治体の役割を見直し、その組織改革を断行するとともに民間非営利組織のボランタリー・セクターとの連携・協定が積極的に推進された。地域のエンパワメントを促すという原則にそって、地域の公的サービスは、供給者主導ではなく、利用者中心であり、連携的で革新的であるべきであるとされた。従ってシュア・スタートのプログラムには、「『無力な労働者』(feckless proles)のための政府のプログラム」ではなく、「地域の親、地域コミュニティとこれに関わる人々によって、『自分たちのもの』(owned)とみなされる」ものが必要であった「ベルスキー、他 2013:21-22]。

1998年7月の下院(House of Common)への報告のなかで、ブラウン財務大臣は、4歳以下の児童とその親への質の高い諸サービス、すなわち保育、福祉、プレイグループや保健サービスなどの統合を目的とする計画を発表した。これが後にシュア・スタートと呼ばれるようになった。そこには児童の学校への準備を図るために親を支援するという新しい試みが含まれ、そのことによって剥奪された地域のコミュニティとしてのエンパワメントを図ることが意図された[ベルスキー、他 2013: 22-23]。

1997年から始まったブレア政権の政策のひとつの柱であるワーク・ライフ・バランスの推進では、その具体的な目的は男女雇用機会均等にあり、女性(特に一人親)が出産・育児を理由に離職し、再就職する際のスキルアップをはかることにあった。こ

のようにシュア・スタート政策は、ニューレイバーとして掲げた「福祉から就労へ (welfare to work)」という基本方針に沿った児童福祉政策でもあった。

# 4. シュア・スタート地域プログラム (Sure Start Local Programmes ;SSLP)

#### <シュア・スタート地域プログラム>

シュア・スタートは1999年から始まった政府主 導の施策で、全ての子どもが最善のスタートができ るために、早期教育 (early education)、保育 (childcare)、保健 (health)、家族支援 (family support) のサービスを統合して (jointed-up) 行う ものである。1998年に運営の責任を持つシュア・ スタート・ユニット (Sure Start Unit: SSU) が省 庁横断的にたちあげられ、地域プログラムへの最初 の指針が示された。SSLPは政府が確固たる証拠 (evidence) に基づいて取り組もうとする、子ども の貧困と社会的排除の削減対策の要である。その目 的は、多くの子どもが貧困状態に暮らす地区に集中 的に介入し、既存の児童社会サービスを改善する新 たな方法を開発することによって、こうした子ども が将来人生で成功をつかむ支援を行うことである [津崎 2009:74]。

そのシュア・スタート地域計画(Sure Start Local Programmes; SSLP)が提供すべきコア・サービスとは、①アウトリーチと家族訪問、②家庭と親への支援、③高品質の遊び、学習と保育を児童に提供する支援、④プライマリ・ケアと地域保健、発達と家族保健のアドバイス、⑤特別サービスへのアクセス援助を含む特別なニーズをもつ人への支援である[ベルスキー、他 2013:25]。

そしてサービスの具体的な目標は、①利用可能な 児童ケアサービスの定員の拡大、②児童の健康、幼 児教育及び情緒的な発達の増進、③親に対する育児 及び就労の支援などを行うこととされた[角南、他 :16-22]。

またサービス提供の基本的な取り組みの指針は、①教育、社会福祉、保健、コミュニティサービス、その他の関係機関、その他のサービス従事者の効果的な連携(joined-up)を図ること、②孤立した家族や不利益な家族に対する機会の平等、人種的平等の推進に特に注意を払うこと、③サービス事業の効果と効率性をモニタリングし、評価することとされた [角南、他:16-22]。

#### <地域基盤>

シュア・スタートの大きな特徴は、その「地域基盤(area-based)」の戦略である。SSLPは、想定される不利益地域に暮らす「すべての4歳児以下とその家族」を対象(targets)とする。そして多くの他の西欧諸国でとられた介入方法と異なるのは、早期教育や親への支援はあらかじめ規定されたカリキュラムや一定の方法論をとらず、上の目的や課題だけが示されるだけで、実際の運営と方法は各SSLPの裁量にまかされ、そこに多額の予算がついたことだった[ベルスキー、他2013:145]。

もちろん政府からの詳しいガイダンスは数多く出されたし、申請も厳しく許可されないこともある。また後述するように評価の全国的な専門機関が任命され、各 SSLP には「証拠基盤 evidence-based」、すなわち実践の評価が強く求められた。それでも、貧困と社会的排除の連鎖を断ち、子どもに最善のスタートの環境を与えるという SSLP の目的だけが共有され、その方法・手段は基本的には自由であった点が大きな特徴である。各 SSLP には、サービスへのアクセスの向上、関連機関、専門職種間の協力の促進と並んで、「新しい活動形態の発展」と開発が課題として求められた[ベルスキー、他 2013:90-91]。

さらにその地区選定は応募制であったことが、後のチルドレンズ・センターと比べて重要であった。地域の関係団体の集合体であるパートナーシップ委員会が相当数の貧困家庭と子ども(0~4歳)が暮らし、一定の社会的なまとまりのある地域を確定した上で、その代表が政府に直接申請する方法がとられた。この地域とは既存の行政区と一致しなくてもよく、実際に一致しない地域もあった。公募の方法が採用された背景には、地域の自律性を重視して、さらに貧困地域のラベルがもたらすスティグマを避けたいという政府の意図があった [清水 2014: 81-82]。

1999年1月に60の地域グループが名乗りをあげ、これらは2000年6月までに許可が出た。財務省は2000年にシュア・スタート計画の大幅な拡大を認め、2002年までに250、2004年までに500以上のSSLPが計画された。それに伴い1998年からの3年間に計5億4,200万ポンドが支出された。イングランド、ウェールズ、スコットランドと北アイルランドはそれぞれ独自にシュア・スタート計画が立ち上げられた。イングランドでは、2001~2003年にかけて250のプログラムが立ち上げられ、約187,000名の児童(4歳以下の児童の約18%)が対

象となった[ベルスキー、他2013:26-27]。

#### <評価基盤 (evidence based)>

財務省が SSLP に課した条件が、プログラムの厳格な評価であった。2001 年に『シュア・スタート全国評価(National Evaluation of Sure Start: NESS)』が組織され、その使命は、① SSLP が設置されたコミュニティの性格、② SSLP の実施方法、③ SSLP の児童、家庭、コミュニティへの影響、④ SSLP の費用対効果測定であった。また NESS は各 SSLP が既存のサービスの発展に向けた自己評価に対する技術的サポートを提供する責務もあった[ベルスキー、他 2013:28]。

SSLP の統合的な性格から、NESS の評価は、例えば、子どもの認知面での発達、教育上の業績から、親のプログラムへの参加の効果、地域における犯罪率の増減まで、きわめて多面的な調査となった。NESS は5つの組織-全国的な SSLP の影響、実施状況、地域分析、費用対効果、地域プログラム支援-から構成された [Lloyd.N et.al 2012:95]。

NESS は、SSLPの子どもと家族、地域への影響に関する全国調査結果を、2005年に最初の公表をした。その後 2008年 に 2 回目の報告が公表されたが、この最初の 2005年全国評価の結果は、その後のシュア・スタートの方向性を決定づける一要因となった。ベルスキーの著 [ベルスキー、他 2013]には NESS に関わった調査者も執筆に加わっていて、その活動を詳細に論じている。またその編集は、初期の SSLP がどのように準備され、NESS がどのように何を分析したかを時系列にそって教えてくれる。NESS はシュア・スタートの地域の特性につい

て、初期の 260 の SSLP を対象にして調査を実施して、関連する指標を以下の視点から特定した[ベルスキー、他 2013:36-55]。

#### ①社会人口的指標

- ・SSLPの不利益地域の地区の人口・家族構成
- ・黒人及び少数民族
- ·不利益 (deprivation)
- ・犯罪と無秩序
- ②子どもの保健と発達
- ・出生と最初の1年-死亡率、低体重
- ・緊急入院-幼児の胃腸炎、呼吸器感染症、重度 の怪我による救急入院の頻度はその地区の児童 保健レベルを反映している。
- ・障がいと特別なニーズ
- · 学業成績
- ③サービス体制とアクセス
- ・保健と他の家庭サービス・児童ケア チャイル ドマインダ - 数や一時保育の数

SSLP 地区間の違いと地区の特性を絞るには上記の指標の値は幅がありすぎ、その多様性は大きすぎた。そこで SSLP が子どもと家族の機能を改善させ発展させる条件を特定することを重視して指標の数を減らして、その結果4つの次元 – 人口、家族構成、経済的不利益、成人の傷病 – が特定された。そこからクラスター分析で、特徴的な SSLP 地域の5つのサブグループが導き出された(表1)。

SSLP 地区に住む 0-4 歳児数は、地区によって 200~300 という少数から 2,000 人以上と多彩だった。しかしその規模の大小にかかわらず、平均して SSLP 地区のイングランドの最も不利益な部分を体 現していた [ベルスキー、他 2013:53]。

表 1. 人口的及び不利益指標に基づく 4 つの次元における 5 つの SSLP 地区クラスの主要特徴

クラスター	人口	家族構成	経済的不利益	成人の不健康	
低不利益 54(21%)	多くの退職者 少ない児童 少ない少数民族	少ない単母親	低い経済的不利益	少ない病気による失業者 少ない非恒久的長期疾病	
典型 87 (34%)	平均	平均	平均	平均	
高不利益 29(11%)	小規模アジア系 コミュニティ	多くの単母親と 18歳以下の母親	高い経済的不利益	高い不健康率	
多民族性 59(23%)	多くの稼働年齢層 少ない退職者 大きな黒人とアジア系 コニュイティ	多くの内縁婚出生 少ない 18 歳以下母	平均	低い疾病給付度 (障害生活手当介助手当) 低い非恒久的長期疾病	
インド系 / 大家族 28 (11%) アジア系コミュニ ティ	多くの児童 少ない退職者 大規模黒人とアジア系 コミュニティ	多くの婚姻出生 少ない単母と 18 歳以 下の母	少ない失業中家庭の幼児 少ない成人の稼働	高い非恒久的長期 疾病(女性)	

出所: ジェイ・ベルスキー, 他 編著 清水隆則監訳『英国の貧困児童家庭の福祉政策』 2013 p52 表 2.4 から引用

児童の年齢とサ	測定対象	得点(信頼度 95%)		グループ間の相違	p値
ンプル		プログラム地区	比較地区	(信頼度 95%)	
9ヶ月児					
すべて	家庭的無秩序	12,575 人	1,509 人	-0.33 (-0.48~-0.18)	< 0.001
		9.24 (9.01-9.42)	9.57 (9.35-9.79)		
36ヶ月児					,
すべて	母親の地域割合	3,927 人	1,101 人	-0.98(-1.61~-0.34)	0.004
		31.22 (30.15-32.29)	32.20 (30.98-33.41)		
	受容	2.82 (2.75-2.88)	2.69 (2.61-2.77)	0.13(0.06~0.19)	< 0.001
非 10 代母	否定的子育て	3.428 人	973 人	-1.61 (-2.77~-0.47)	0.006
		33.10 (31.30-34.90)	34.70 (32.80-36.70)		
	社会的能力	24.35 (23.96-24.74)	24.08 (23.64-24.53)	0.27 (0.02~0.52)	0.04
	行動問題	28.30 (27.22-29.38)	29.14(27.91-30.37)	-0.84(-1.51~-0.17)	0.007
10 代母	言語能力	499 人	128 人	-3.08(-4.82~-1.34)	< 0.001
		39.10 (37.75-40.44)	42.17 (40.26-44.08)		
	社会的能力	24.02 (23.57-24.46)	24.83 (24.21-25.45)	-0.81 (-1.40~-0.22)	0.007
	行動問題	31.13 (29.75-32.50)	29.08 (27.18-30.98)	2.05(0.27~3.82)	0.02
単身	言語能力	1,378 人	379 人	-1.64(-2.78~-0.51)	0.005
		37.95 (36.94-38.95)	39.59 (38.21-40.97)		
失業世帯	言語能力	1,520 人	452 人	-1.21 (-2.30~-0.12)	0.03
		38.19 (37.02-39.36)	39.40 (37.92-40.87)		

表 2 SSLP 群と比較群の有意差を示す尺度の帰属中央値(と信頼度)

出所:ジェイ・ベルスキー, 他 編著 清水隆則監訳『英国の貧困児童家庭の福祉政策』 2013 p159 表 8.5 から 引用

このように地区が特定された次に、その子どもと家族への SSLP が及ぼした影響についての分析がなされ、その結果は 2005 年に公表された。ベルスキーの著作では第 4 部に、児童・家庭への影響(8 章)、SSLP の多様性(9 章)、地域への影響(10 章)として編集されている。以下で児童・家族への影響(8 章)を要約する。

この調査は、2003-2004年にかけて 150 の SSLP における 9 歳児 12,575 人と 36 ヶ月児 3,927 人を対象にして行われた。さらに SSLP のない(予定)地域 50 の地域をコントロール群として、9 歳児 1,509 人と 36 ヶ月児 1,101 人を比較対象にした。

その結果において SSLP の効果が現れると思われる多様な変数が、様々な方法(親の報告、観察、発達心理テスト等)で収集された。また影響が偶然に生じる可能性を減らすために従属変数の数を合成し、そこから 2 要素分析が行われた。その要素のひとつは子育て・家庭環境であり、もうひとつが子どもの社会情緒的機能である。それぞれ二つずつ明確な要素が発見され、全部で以下に示す 4 つの恒常的な従属変数が導かれた [ベルスキー、他 2013:147-155]。

- ① 支持的子育て: 反応性+受容性
- ② 否定的子育て:

親子間葛藤(parent-child conflict)+厳しい 躾+家庭混乱 – 親子密着

- ③ 児童社会的能力: 向社会的行動(proposal behavior)+独立
- ④ 児童情緒・行動問題:行為問題+多動+情緒 的非制御+全般的困難

最終的な調査分析の結果から、有意差を示して効果があるとされた変数(表2)は、ごく限られたものとなった。まず SSLP 地区で家庭(母親)に効果があったのは次の項目であった。「9ヶ月児の母親」は「無秩序」が少なかった(たとえば、騒音が少なく、規則正しいなど)。また「36ヶ月児の母親」は子どもの行動の受容が高かった(平手打ち、叱責や身体拘束が少ないなど)。「36ヶ月児の非10代の母親」は比較地域の母親よりも「否定的な子育て」が少なかった「ベルスキー、他2013:158-162」などである。

子どもへの効果では、SSLP地区に住む「3歳児の非10代の母親」は、比較地域と比べて、問題行動が少なく、社会的能力が高いことを示しているが、反面「10代の母親」の子どもの場合(サンプルの10%)、SSLPの逆機能効果が認められた。すなわち、言語能力、社会的能力と問題行動において、比較地

域よりも高い得点が見られたのである。失業中の家庭の児童(サンプルの40%)と単親家庭の児童(サンプルの33%)においても、SSLP地区の児童の方が言語能力において有意に得点が低いという結果が示された「ベルスキー、他2013:158-162」。

これをまとめると「『比較的』貧困度が低い(しかし未だ)不利益をこうむっている世帯(すなわち、非10代の母親)の児童の方が、比較地域よりも幾分良い効果を得て」いたとされ、これに対して最も「不利益をこうむっている家庭(すなわち10代の母親、単親、失業世帯)の児童はSSLP地区で暮らすことによって、逆機能効果をこうむっているようである」と NESS は結論づけている [ベルスキー、他 2013:158-162]。

<シュア・スタートからチルドレンズ・センター ^>

政府は2003年に(シュア・スタート)チルドレンズ・センターの設立を公表した。イングランドでは困窮度の程度の高い20%の地域にシュア・スタートの機能をもった包括的な保育施設として、チルドレンズ・センターが設置された。政府は2010年までの設置数3,500と目標として、すべてのコミュニティに一ヶ所のセンターを置くことを目指した。2006年にはその管轄は政府から地方自治体へ移管させ、センターは交付金を割り当てられる地方自治体の責任下に置かれるようになった[埋橋2011、Lewis,2011a: 73-78]。

チルドレンズ・センターは、シュア・スタートで 提供されていた、幼児教育とケア、保健、家族支援 サービスを、拠点を設けて一元的に供給することが 有効であると判断され、普遍的サービスとして全国 に位置づけられた [埋橋 2011b:40]。

# 5. 政策転換の理由 - Jane.Lewis の議論を通じて

ルイス [2011] は、シュア・スタートからチルドレンズ・センターへの政策転換について、政府がその連続性を強調したのに対して、その移行には大きな政策上の変化があったとことを示した。以下では、ルイスの議論を基礎にして、シュア・スタートの政策移行の政治的意味を考察する。

<シュア・スタートの「再ブランド化」としてのチ ルドレンズ・センター>

1998年にシュア・スタートのディレクターとな

ったナオミ・アイゼンスタットは、2003年に教育雇用省(DfES)と保健省(DH)の後援を得て、SSLPを地方自治体の戦略的なビジョンに埋め込むことにした。そして今後各地域で既存のサービスを基礎にした、新たなサービスの改善に対して、チルドレンズ・センターに追加の出資を保証すると署名した。これは、チルドレンズ・センターが、シュア・スタートをそのネットワーク構築に埋め込むことで、普遍的サービスとして主流化(Mainstreaming)したことを意味している。実際にチルドレンズ・センターは、多くの場合「シュアスタート・チルドレンズ・センター」と呼ばれた[Lewis .2011:78]。

地方自治体への管理権の移管は、チルドレンズ・センターが、「政府の法令によって福祉国家の中に位置づけられ」、かつ「一時的、試行的な政策ではなく、永続的な子どもと家庭に対する総合的なサービス提供システム」として「法的に義務化」されたことを意味した[ベルスキー、他 2013 21-22、清水 2014:86]。

反面、ルイスはこの政策の移行を、従来からの国民に親しみのあった「シュア・スタート」の「再ブランド化(rebranding)」と表現して、そこに大きな政策上の転換があったことを指摘し、その理由を三つの視点から考察している [Lewis 2011;72]。

### <政府の政策路線とのズレ>

第一に、シュア・スタートの理念と実施状況と児童ケア政策に関する政策路線との間に、次第にズレが生じてきた。SSLP は、親の就労支援と結びつけつつ、児童ケアと教育を統合して提供することを強調してきた。しかし実際の活動面では SSLP で提供される児童ケアの占める割合は小さいものだった。特に働いている親の子どもへのケアの割合は低い状態が続いた。反対に、親に就労訓練を促すことや子育ての相談や情報を提供する等の親支援の割合は、一貫して高い割合であった [Lewis 2011;78]。

こうした特色は、特に費用対効果面での評価においてひとつの傾向を示していた。NESS は、1999~2000 年から 2003~2004 年に至る時期に開始したSSLP の各プログラムの各年度の財政を、費用効果の面で分析した。多くの場合、各 SSLP が全てのサービスを稼働させた最初の年度が 3 年目であったのだが、その第 3 年度に提供されたサービス支出割合は、「アウトリーチと家庭訪問」(13%)、「親への支援」(13%)、「遊び、学習と保育」(19%)、「地域保健」(14%)、「特別ニード」(5%)、「その他」(10

%)、「間接経費」(26%) であり、子どものみへの 直接支出分は2割程度であった[ベルスキー、他 137-139]。

特に初期の SSLP の実際の実践では、親あるいは 親子のために払われた注意が、直接に子どもの発達 に払われた注意よりも大きかった。また母親が家庭 で子どもの側にいることを受け入れ、母親が仕事に 就かなければならないと考えていた SSLP は少なか ったという [Lewis .2011:78]。

しかし一方で政府は1999年に子どもの貧困を2010年までに半減させることを公約したが、そのなかで170万世帯のひとり親家庭の社会保障給付への過度な依存の解決策として、職業訓練や職業紹介といった一連の「福祉から雇用へ」の政策を実施してきた。2003年に「2004-2014児童ケア10ヵ年計画」が発表されたが、そのなかでひとり親家庭の雇用を満たす保育ケアの量が決定的に不足していた。そこで全国的に配置されるチルドレンズ・センターの役割が注目された。こうして、政策路線とSSLPの活動の方向性が矛盾するという課題を、政府は抱えることとなった[Lewis 2011:78]。

同時に、政府は学校内外における年長児のためのケアを一層推し進めていた。2010年までにすべての学校は午前8時から午後6時まで開く義務が課され、それは働く親のニーズを満たす面で必要なサービスとなった。いくつかの地域では「拡張された学校(extended school)」(日本の放課後プラン)とチルドレンズ・センターをつながりをもたせた。その大多数が学校に配置された。初期のSSLPは、「地域基盤」の原理に従って、地域の諸組織がサービスを主導していたが、チルドレンズ・センターは拠点を学校におくことで、その活動内容は学業上の業績に強調が置かれる傾向が強くなった「Lewis. 2011:78」。

ルイスによれば、これらのことは次のことを示す。すなわち、初期の SSLP の地域基盤の強調が結果として地域のエンパワメントを高め、それは中央政府の志向との緊張を生み出し、政府の描いたものとは離れていった。2007年にアイゼンシュタットの(SSLPの)「主要な論点は、地域ごとの柔軟性への対応であった」[ベルスキー、他 2013 6] という言葉を引用しつつ、この地域の柔軟性のアイデアは、実際に地域のニード(実際には SSLPへの親の参加あるいは運営面での関与)への SSLP の反応のよさと結びついて、子どもの福祉の発展と同様に、あるいはそれ以上に母親の行動をエンパワメントすることにつながった。しかしそれは SSLP の評価をも難

しくした。

中央政府のコントロールにもかかわらず、SSLP は彼らのやり方で実施する自律性を享受した。その結果、彼らが選んだプログラムの有効性や結果に対する評価をめぐって、中央政府や NESS と対立するものとして、かけは離れたものになってしまった [Lewis 2011:48-49]。

#### <児童福祉政策の変化>

政策の移行の第二の理由には、児童福祉政策全体の事実上の方向性の変化があった。2000年2月に起きたクリンビー虐待の事件は、子どもの虐待死の背景に共通する問題が指摘され、責任をもった人物の不在、関係するスタッフのマネージメントの不適切さ、専門職の訓練の欠如などが大きくマスコミでも報道された。これを受けて2003年に『どの子どもも大切(Every Child Matters)』と題した緑書が議会に提出された。その指針では、政策のターゲットを社会的に不利益な地域に焦点をあてることから、普遍的に子ども全体へと広げている。そして危機にある子供たちの保護は、すべての子どもたちの潜在能力を発揮できる予防的な枠組みにおいて重視されることとなった[内閣府政策統括官2009;111(6)]。

このアイデアは、1990年代以前に公的な保育が不在だったイギリスでは革新的で、すべての幼児を政策の対象とする「進歩的な普遍主義(progressive universal)」[Lewis 2011:78] といわれた。翌 2004年に成立した児童法(2004Children's Act)は、この指針を実効するための法律でもあった。この緑書は労働党政権後期の児童福祉政策の柱となった。

以前からシュア・スタートに対して批判はあったが、そのひとつは SSLP が貧困状態にある子どもの30%を対象にするに過ぎないという指摘であった[三富 2005:182]。政策移行の背景には、この批判を避けるという政府の意図もあった。こうして普遍的サービスとして幼児教育・保育を広めるために、全国にチルドレンズ・センターが設置されることとなる。

## <調査結果における SSLP の失敗>

第三に、上述した2005年NESS全国評価の結果は、政策に大きな影響を与えた。初期のSSLPの効果について、適度に不利益な立場の人々に控えめなメリットが発見されただけで、最もリスクの高い、政策立案者にとって最も関心のある人々に対しては逆効果が発見されたという結果の影響は大きかった。

しかし実は同様な結論がアメリカのヘッド・スタートの3年以内の調査でも認められていた [Lewis 2011:80]。

一方で、ガラスによれば、政府はこれらの発見を予想してシュア・スタートを変更するために動き出していたという [Glass,N 2006]。また出版に先がけて漏洩した全国評価結果の報告に対するプレス反応は激しく、シュア・スタートは「失敗だった(failed)」と非難するものが大多数だった。チルドレンズ・センターの最初のガイダンスが出された2006年に、ブレア首相は、最も排除され続けている援助困難な家族への支援(reaching the hard-to-reach)重要性について論じた [Blair 2006]。ルターは、外部者としての立場で、シュア・スタートの政策を検証すると同時に、政府は「すべての不利益地域がよくなるだろうという見通しを既に公言していたのであった」と述べている [ベルスキー、他2013:214-215]。

2008年に出た第2回の全国調査では、より SSLP の肯定的な結果が発見されたが、それらは SSLP が チルドレンズ・センターに発展的に解消し、吸収されることで、成功をおさめつつ終焉を迎えることに 貢献する結果となった [Lewis .2011:81]。

## <ルイスの議論のまとめ>

政府にとって、シュア・スタートの本質とその連続性をもったものとしてチルドレンズ・センターを表明することは、政策の目玉とした SSLP の成功を主張することにもつながる。しかし一方で政府は、貧困と社会的排除に取り組む目標をいかに達成するかのアイデアにおいて自律性を重視した地域基盤の方法を捨て、地方自治体を通じた普遍主義サービスの方法に変更したこと、それと同時に、最も不利な立場にある人々にサービスが届いていなかった失敗という二つの深刻な問題に対して、研究者やプレスから批判を受けることになった。

こうした意味で、政府のチルドレンズ・センターの政策形成における戦略性とは、大規模な公的投資をした SSLP の成功に依拠して、その重要な変更を可能にすることであった。そのことによって 2005年の NESS 全国的評価の報告に対する政策上の失敗に対する非難と、一方で国民に既にポピュラーとなっていた SSLP の放棄に怒る有権者たちの反発の両方を避けることに成功したといえる。ルイスは、これをピアソンの言葉を引用して、福祉国家リストラクチャリング期の政権にみられる「非難回避(blame avoidance)」[Pierson, P 1994] ともいえ

る、一種の政治的戦略であると述べる [Lewis .2011:83]。

#### 6. 考察一まとめと日本への示唆一

ルイスの冷静な考察は、大きな政治的な文脈で見ることの重要性を教えてくれる。ところで、ベルスキー編著の第5章で NESS チームが SSLP の実践課題を概観した上で、シュア・スタートのテーマを次のように集約している。すなわち「普遍性 対 選別性」、「ニードの地域決定 対 中央決定」、「児童のニーズと権利 対 親のニーズと権利」、「証拠基盤サービス 対 資格基盤サービス」といったテーマである[ベルスキー、他 2013:101]。

このテーマはそれぞれが深く関係しているが、そのことを念頭におきながら、以下では、ルイスの議論に従って、政策上のズレの問題、児童福祉施策における普遍化、そしてシュア・スタートにおける評価の問題をテーマとしてとりあげる。同時に僅かだが日本への示唆を考えたい。

## <政策上のズレの意味するもの>

先述したように、SSLPの地域基盤性が地域のエ ンパワメント、特に親のエンパワメントを高めた。 しかしそのことが政府の路線と矛盾する結果を引き 起こした。これは何を意味するであろうか。端的に いってしまえば、労働党政権の「福祉から労働へ (welfare to work)」の路線と、SSLPでエンパワメ ントされ、SSLPに参加し、また運営面で協力的で あるが、社会保障給付を受ける、あるいは働かない 多くの母親たちの存在との葛藤が想定される。これ は母親の就労をめぐる態度と価値観の問題でもある。 SSLPは、親にそのスキルアップを支援し、就労へ のモティベーションを高めることは行ったが、それ は選択肢を提供して自己決定を行うための支援であ ったはずである。これは対人社会サービスの大原則 であり、結果として労働党政権の「福祉から労働 へ」政策との矛盾が起きたとしても不思議ではない。

これに関連してルイス等は [2011b] は、チルドレンズ・センターのスタッフへの聞き取り調査を実施した結果、現場の認識では混乱が起きていることを示した。ある現場のスタッフは、以前の SSLP の方がスタッフや親自身が運営面での参加や意思決定に参加できる機会があって楽しかったと肯定的なことを言い、またある者は、SSLP は中流家庭の母親の要望 - 例えば「赤ん坊のためのヨガ (baby Yoga)」に多額の金を費やしていたと批判的で、反

面チルドレンズ・センターでは個々の子どもの発達に応じた専門的な関与の時間がしっかりとれると言う [Lewis,et al .2011:600]。こうした意見の違いは、主にそのスタッフのキャリアや専門的な背景の違いから来ている場合が多い。しかし個々の意見のニュアンスは多様であり混乱し、「典型的な SSLP」と同時に「典型的なチルドレンズ・センター」イメージは描けなかったとする [Lewis,et al .2011:609]。

同時に次のスタッフの言葉は上の労働問題を考える上で重要である。「(チルドレンズ・センターは)子どものために、そして教育的な業績を達成するために家族と関わる」のに対して、「(SSLP)では家族のために家族と関わっていた」とされる。またある SSLPで働いていたスタッフは、育児支援をしていた親に就労の助言をするかどうか迷った際に「中途半端に低賃金な仕事に駆り立て、家を離れて育児が中途半端になることを心配した」と表現している [Lewis, et al. 2011:602-603]。

この課題は、子どものニーズを優先するか親のニーズを優先するかのテーマと関連してくる。SSLPは親のニーズを優先し、子どものニーズを軽視したといえるだろうか。早計な結論はできないが、これは次の評価の項目で改めて考察する。

ところで、労働党政権が「未来への投資」として うちだした貧困対策やこのシュア・スタートには、 評価基盤に見られる徹底した業績主義がある。先述 した SSLP 実践と政策とのズレの問題は、この点で も関連している。

この「未来への投資」としての貧困対策は、特に貧困問題が未成熟な日本にとっては、戦略としては有効である [阿部 2014:96-97]。しかし反面、リッジ [2010:69] の次の指摘も重要である。政策の目標が人を労働市場へと連れ戻すことである場合、特にシングルマザーにとっては「このアプローチによって、子どものニーズと、大人や国家のニーズとの間に緊張関係が生まれる可能性」があり、親の雇用が「必ずしも子どもにとって不利益になることではないが、子どもたちに影響を与え、彼らの生活を左右することになる」 [リッジ 2010:69] ことである。重要な点は「未来への投資」論だけになると、子ども自身のニーズがまったく見えてこなくなる点である。

#### <児童福祉政策における普遍化>

普遍主義的サービスをめざしたチルドレンズ・センターに比べて、SSLP は地域内のすべての子どもを対象とする意味では普遍的であった。その意味で

は、地域限定という条件付きの普遍主義ともいえる。この点で、日本の認可保育所は普遍的なサービスとして既に整備されていて、子どもの貧困対策を進める上で潜在的な可能性をもっていることを改めて重視したい [埋橋 2011b:50-51、阿部 2014:163-165]。地域限定で貧困対策として打ち出したシュア・スタートが国民の支持を得て、普遍的なチルドレンズ・センターに移行したイギリスの経緯と比べれば、日本は普遍的な保育所にどう選別的な貧困対策を埋め込むかが問われてくる。保育所は既に高度経済成長期と違い、「貧困世帯の子ども用のプログラム」[阿部 2014:164] といった意識はなく、スティグマを与える可能性も低い。

ただし、先述したように、イギリスには地域と学校が、子どもが排除されることを許さない文化があることは重要である。1980年代から90年代の失業率の高さや若者の貧困に喘いでいた状況下で、シュア・スタートは、国民が受け入れるタイミングの面で幸運だったといえる。その意味で、子どもの貧困が社会問題として政策上の解決への合意にはまだ至っていない日本では、保育所を子どもの貧困対策として活用するには、イギリスとは異なった工夫と戦略が必要である。

イギリスにおいても、エンパワメントを発揮した SSLP と比べて、チルドレンズ・センターの現状に ついて、2014 年現在、保守・自由党連立政権下で の削減とその停滞を考えると、それが「法的に義務 化」されたとしても、「永続的な、子どもと家庭に 対する総合的なサービス提供システム」[ベルスキー他 2013 21-22] として機能しているのかどうか については、疑問が残る。

## <実践をどう評価するか>

先述した、子どものニーズか親のニーズかのテーマで、SSLP は少なくとも親のニーズには応えたといえる。シュア・スタートは、その地域基盤性で得られた自律性によって、親の参加と運営への強い関与、すなわちエンパワメントをなしえたことを考えると、家族の力を強化した点では成功だったと思われる。

多様な SSLP プログラムの特徴として、エンパワメントの効果が NESS の研究でも認められている。 NESS が考案した実践の熟達度尺度(18 の評価項目)において、エンパワメントに関係する項目(パートナーシップ(運営)委員会への親や他の地域グループの参加、親の代表性、親が利用を止める明確な手順、意思決定とプログラム活動に親とスタッフ

の参加と協力を促進させる手順が組み込まれている など)の得点が高いほど、母親の子どもの受容度と 子どもの学習環境に良い効果が認められた。

一方スタッフ構成の面で効果の認められた知見は、 多機関の連携のなかで、保健主導サービスが利用の アクセス度に貢献したこと、及びリーチアウトがす べてのプログラムの効果に関与する鍵となることだ った[ベルスキー他 2013:176-181]。

実は SSU による初期のガイダンスも、実践の評価は当初は、結果よりも過程を評価することに力点がおかれ、また実際の各 SSLP も過程を自己評価することに多くの努力が払われた。反面、この初期の過程評価の重視が、支援の結果を効果のあるもの(証拠)として示すことを困難にさせた [Lloyd,N et al. 2012:98]。

そして何より重要な点は、上述の経過によって、 実践過程におけるモニタリング、アセスメントが各 SSLP のなかに事実上定着しなかったことであった。 評価を促す誘引は外部(義務として)にあり、多く の場合、プログラムの一環として評価をするのでは なく、スタッフが「(提出)締め切りまでに評価報 告書を作成すること」に必死になったことが多かっ たという [Lloyd,N et al .2012:101]。

また、ロイドは [Lloyd, N et al .2012:101] は、 SSLPの評価に関して、その開発がうまくいかなか った要因に、SSLPの構造的な人手不足、専門知識 の不足とともに、評価に対する文化的な要因をあげ ている。それは、サービス過程 (手続きなど) の評 価は可能だが、結果を評価するのは不可能だという 信念にも近い考えである。例えば、立ち寄り (dropin)という、親が買い物ついでに立ち寄るといサー ビスは、明らかにフォーマルな介入なのだが、そこ でスタッフの意図しない会話が親に大きな刺激を与 えた(良い悪いどちらでも)場合に、その親が受け 取った影響を正確に捉えることは難しく、その介入 の結果は「個人的な実態のないもの」[Lloyd.N et al .2012:100] となってしまう。より多くの多様な 人が絶えず出入りのあった SSLP ではこうした機会 は多かった。もちろん、これらのすべて言葉や数字 にすることはできないが、それを感じ取る専門的な 姿勢があるのとないのでは全く違うはずである。

こうした意味で普段の実践のモニタリングとアセスメントが根づかなかった、少なくとも SSLP がそうした評価を実践に組み込む熟練が一般化する前に終焉を迎えたのは、残念であった。労働党政権が普遍的サービスに移行した政策の失敗があるとすれば、そのひとつはこの評価に関する実践の蓄積の欠如だ

と思われる。

日本の子育で支援を考えた際に、先のテーマでいえば、保育所サービスは証拠基盤ではなく、資格基盤であるといえる。保育所を貧困対策として活用することに賛成だが、今後保育所とともに、地域拠点型の支援サービスが広がるにつれ、その機関間の連携が重要なのはいうまでもないが、同時にこのモニタリングとアセスメントを実践と運営にどう組み込むかといった課題が重要だと思われる。

## 引用及び参考文献

阿部彩 2014 『子どもの貧困 II - 解決策を考える』 岩波書房 Belsky, J. Barnes, J. Melhyish, E. 2007; National Evaluation of Sure Start: Does area-based early intervention work? The Policy Press

(ベルスキー.J、バーンズ.J、メルシュ.E 他編著:清水隆則 監訳『英国の貧困児童家庭の福祉政策— "Sure Start"の 実践と評価』明石書店 2013)

Blair, T. 2006, 'Our nation's future: social exclusion', 6 September, www.number10.gov.uk/Page10037,

Butler, P 2013; Hundreds of Sure Start centers have closed since election, says Labour The Guardian.com, Monday 28 Janually 2013 http://www.theguardian.com/society/2013/jan/28/sure-start-centres-closed-labour

Eisenstadt, Naomi. 2007, 'Foreword', in J. Belsky, J. Barnes and E. Melhuish (eds.), The National Evaluation of Sure Start, Bristol: Policy Press.

(ベルスキー他編著 清水隆則監訳『英国の貧困児童家庭の 福祉政策— "Sure Start" の実践と評価』 明石書店 2013)

Glass, N. 2006, 'Sure Start: where did it come from, where is it going?' Journal of Children's Services, 1: 1, 51-7.

岩間大和子 2006「英国ブレア政権の保育政策の展開 – 統合化、普遍化、質の確保へ – 」レファレンス 2006 年 4 月号

岩重佳治 2011「現地調査から学ぶイギリスの子どもの貧 困対策」「なくそう!子どもの貧困」ネットワーク編『イ ギリスに学ぶ子どもの貧困解決』かもがわ出版

原田恒惠 2011「チルドレンズ・センターにおける子ども と家族への支援」『教育福祉研究』17

角南和子、藤島昇、村瀬敏 2009 『イングランドの就学前児童 の 子 育 て 環 境 (Sure Start Programme)』CLAIR REPORT No340 自治体国際化協会 <a href="http://www.clair.or.jp/j/forum/c\_report/pdf/340.pdf">http://www.clair.or.jp/j/forum/c\_report/pdf/340.pdf</a>

神陽子 2009「英国における子供に関する公的サービスの展開」 国立国会図書館調査及び立法考査局『青少年をめぐる 諸 問 題 』 2009.2 <a href="http://www.ndl.go.jp/jp/diet/publication/document/2009/200884/42.pdf">http://www.ndl.go.jp/jp/diet/publication/document/2009/200884/42.pdf</a>

伊藤淑子 2011「21世紀イギリスの子どもサービス-社会的 包摂と統合子どもシステム」基本問題プロジェクト第7

- 回シンポジウム『総合的な子ども政策の展望』報告者 http://hdl.handle.net/10083/51294
- Jane Lewis, Jonathan R, Cathy F.2011 'Making the transition from Sure Start local programmes children's centres, 2003-2008' Journal of Social Policy Vol40, Issue03, July 2011
- http://journals.cambridge.org/abstract\_S004727941000067X

  Jane Lewis .2011 'From Sure Start to Children's Center
  :An Analysis of Policy Change in English Early Years

  Programmes' Journal of Social Policy Vol40,
  Issue01,July 2011 http://journals.cambridge.org/abstract\_S0047279410000280
- 共生社会政策統括官 2009 『英国の青少年育成施策の推進 体制等に関する調査』 <a href="http://www8.cao.go.jp/youth/kenkyu/ukyouth/index.html">http://www8.cao.go.jp/youth/kenkyu/ukyouth/index.html</a>
- 三富紀敬 2005『欧米のケアワーカー 一福祉国家の忘れられた人たち一』ミネルヴァ書房
- Nigel Lloyd, Louise H .2012 'The challenges to effective outcome evaluation of a national, multi-agency initiative:

  The experience of Sure Start' Evaluation 2012 18: 93

  SAGE http://evi.sagepub.com/content/18/1/93
- 内閣府政策統括官 2009『英国の青少年育成の推進体制に 関する調査報告書』 <a href="http://www8.cao.go.jp/youth/kenkyu/ukyouth/index.html">http://www8.cao.go.jp/youth/kenkyu/ukyouth/index.html</a>
- 岡久慶 2008「英国の格差対策 児童貧困撲滅 2020」『外国 の立法』236 2008.6
- Pierson, P 1994: "Dismantling the Welfare State? Reagan, Thatcher and the Politics of Retrenchment' Cambridge: Cambridge University Press.
- Ridge, Tess 2002 'CHILDHOOD POVERTY AND SOCIAL EXCLUSION' The Policy Press
  - (リッジ著 渡辺正男監訳、中村・松田訳 2010『子どもの 貧困と社会的排除』桜井書房)
- 清水隆則 2013「英国の貧困児童政策の評価 Sure Start 地域プログラムの児童・家庭、地域への影響」『龍谷大学社会学部学会』 http://hdl.handle.net./10519/4897

- 清水隆則 2014「英国の地域貧困児童家庭政策(シュアスタート)の示唆するもの 児童の発達・生活支援と地方自治体」『都市とガバナンス』 Vol.21
- 津崎哲雄 2009「ニューレイバーの児童 (・) 家族政策 -平等なライフチャンス保障実験 - 」『海外社会保障研究』 Winter 2009 No169
- 埋橋玲子 2007『チャイルドケア・チャレンジ-イギリス からの教訓』法律文化社
- 埋橋玲子 2008「イギリスにおける子どもの生育環境整備 の政策的展開について」『保育の研究』No22 保育研究所
- 埋橋玲子 2009「イギリスのシュア・スタート―貧困の連鎖を断ち切るための未来への投資・地域プログラムから子どもセンターへ―」『四天王寺大学紀要』第48巻
- 埋橋玲子 2010「幼児教育・保育における『自己評価』の 検討―イギリスの評価システムに注目して」『四天王寺大 学紀要』第49巻 2010年
- 埋橋玲子 2011a「シュア・スタートとイギリスの乳幼児・ 家族支援」「なくそう!子どもの貧困」ネットワーク編 『イギリスに学ぶ子どもの貧困解決』かもがわ出版
- 埋橋玲子 2011b「イギリスのシュア・スタートと日本の課題 貧困問題と就学前のワンストップ機能」『部落解放研究』No.192 2011.7
- 埋橋玲子 2011c「労働党政権下 (1997-2010) におけるイギリスの幼児教育・保育政策の展開」『同志社女子大学 学術研究年報』第62巻 2011年
- 山本隆 2003「ブレア政権下のイギリス福祉行政―地方ガバナンスの可能性を求めて―」『立命館産業大学社会論集』 第38巻第4号 2003年3月
- 矢田貞行 2012「イギリスの教育改革の動向-ブレア・ブラウン労働党政権による就学前・初等教育施策を中心にして-」『東海大学研究紀要』17

(長野県短期大学 幼児教育学科)

(連絡先 〒 380-8525 長野県長野市三輪 8-49-7 TEL 026-234-1221 FAX 026-235-0026)

(平成 26 年 10 月 1 日受付、平成 26 年 11 月 28 日受理)